



厚生労働省神奈川労働局より 小学校等に通うお子様を持つ労働者の皆さまへ

小学校や児童クラブ等の臨時休業により 仕事を休まなければならない場合の支援制度について

**新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴い、
子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者**（裏面参照）に対して、
有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主には、**助成金**が支給されます。
「会社に助成金を利用してほしいけれど、説明が難しそう」、
「会社に相談してみたけれど、有給の休暇にしてもらえない」といった場合は、
下記「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**」にお尋ねください。

■ 小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者（裏面参照）に対して、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額（※）を支給する制度です。

制度の対象となる休暇の取得期間は令和3年8月1日～令和3年12月31日です。

（※）日額上限：13,500円（申請の対象期間中に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が適用された地域に事業所のある企業については15,000円）

■ 特別相談窓口でできること

小学校休業等対応助成金は、事業主が都道府県労働局に申請し、事業主に支払われるものです。

助成金を利用するかどうかは、事業主の判断によりますが、『**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**』では、「会社にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、事業主への助成金の活用の働きかけ等を行っています。

ご相談は、勤務している事業所の所在地を管轄する労働局で受け付けています（窓口は、裏面のQRコードからご確認ください）。

■ 事業主が助成金を利用してくれない場合

労働局からの本助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合には、労働者が直接申請することが可能です。

まずは「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**」までお尋ねください。

※ 8～10月分の休暇については12月27日が申請期限ですのでお早めにご相談ください。

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口

神奈川労働局雇用環境・均等部 TEL：045-211-7380

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎13階

受付時間：月～金 8:30～17:15（土日祝休み）

※令和4年1月31日までの予定です。

※神奈川県内の事業所に勤務している労働者の方が対象となります。

※県外の事業所に勤務している方は、勤務している事業所の所在地を管轄する労働局（裏面QRコードからご確認ください）にご相談ください。

「新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者」とは

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

「小学校等」とは

- ・ 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部） ※障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
- ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- ・ 新型コロナウイルスに感染した子ども
- ・ 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱などの風邪症状、濃厚接触者）等

※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ・ 親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。

よくあるご質問

Q 新型コロナウイルス感染症に対応し、分散登校、半日授業、在宅オンライン授業が行われている場合は対象になりますか？

A 対象になります。

Q 年次有給休暇や欠勤で休んだ日については、助成金の対象になりますか？

A 対象になりません。ただし、労働者と事業主が同意の上、事後的に特別休暇に振り替えた場合は対象になります。

その他の支給要件等は厚生労働省ホームページにて確認ください。

新型コロナ 休暇支援 検索

●小学校休業等対応助成金について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

小学校休業等対応助成金に関する全国の特別相談窓口はこちらから

受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

